

令和6年3月18日（月）

19 目 目

（委員会審査結果報告・質疑・討論・採決）  
（議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査）



1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	第4番 田崎 幸夫
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	第4番 田崎 幸夫
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第11番 田村 稔
第12番 稲見 敏夫	第13番 小川 公威
第14番 稲川 洋	

3. 欠席議員

第10番 津野田重一

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 海老原昌幸 書記（総務係長） 諏訪 満里

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副町長	和田 裕二
教育長	氷室 清	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	田仲 有紀	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	神永 理	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 議案第4号から議案第22号までの常任委員会審査結果報告について

日程第2 議案第28号から議案第34号までの令和6年度予算特別委員会審査結果報告について

日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について



午前10時00分 開議

○議長【稲川 洋君】 皆さん、御起立ください。

(全員起立)

○議長【稲川 洋君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【稲川 洋君】 御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は13人です。

なお、津野田重一議員につきましては、体調不良のため欠席の届出が出ております。

---

(欠席議員 10番 津野田重一君)

○議長【稲川 洋君】 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

○議長【稲川 洋君】 日程に入ります。日程第1、「議案第4号から議案第22号までの常任委員会審査結果報告について」を議題といたします。

常任委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査結果報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

令和6年3月18日

上三川町議会議長 稲川 洋 様

上三川町議会総務文教常任委員会  
委員長 田崎幸夫

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

##### 1 審査事件

- (1) 議案第 4号 工事請負契約の変更について（（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設建設工事）
- (2) 議案第 5号 上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 6号 上三川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第 7号 上三川町手数料条例及び上三川町税条例の一部改正について
- (5) 議案第 8号 税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第 9号 上三川町国民健康保険税条例の一部改正について

(7) 議案第10号 上三川町ORIGAMIプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について

2 審査日

令和6年3月7日

3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

令和6年3月18日

上三川町議会議長 稲川 洋 様

上三川町議会産業厚生常任委員会  
委員長 志鳥勝則

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第11号 上三川町介護保険条例の一部改正について
- (2) 議案第12号 上三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (3) 議案第13号 上三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- (4) 議案第14号 上三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (5) 議案第15号 上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- (6) 議案第16号 上三川町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (7) 議案第17号 上三川町道路占用料徴収条例の一部改正について
- (8) 議案第18号 町道路線の認定及び変更について
- (9) 議案第19号 上三川町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- (10) 議案第20号 上三川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- (11) 議案第21号 上三川町水道事業給水条例の一部改正について
- (12) 議案第22号 上三川町下水道条例の一部改正について

2 審査日

令和6年3月7日

### 3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

○議長【稲川 洋君】 これより委員長の報告を求めます。初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。4番、総務文教常任委員長、田崎幸夫君。

(4番・総務文教常任委員長 田崎幸夫君 登壇)

○4番・総務文教常任委員長【田崎幸夫君】 総務文教常任委員会の審査結果について御報告いたします。

2月29日の本会議において本委員会に付託された案件は、議案第4号から第10号までの7件であります。3月7日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果について御報告いたします。

総務課所管の議案第4号では、吉澤章記念室の展示物等における具体的な変更内容に関する質問に対し、関係者との協議において、大型作品やモバイル作品を露出ではなくケースで展示することとしたことで、展示ケースの高さを限られた面積の中でより多くの作品を展示するため、天井付近までの高さに変更したためである。また、展示方法・形状の見直しに伴い、除湿・加湿機を天井埋込型としたためであるとの説明がありました。

議案第5号では、夏季休暇の平均的な取得率に関する質問に対し、令和4年度の特別休暇の取得状況は6日に達していない者は35人で全体の約16%となっており、取得日数が0日の職員はいないとの説明がありました。

企画課所管の議案第7号では、改正による町の収入増の見込みに関する質問に対し、使用料は令和4年度実績では約500万円であり、証明書の件数や単価が違うため一概には言えないが、証明書の単価が200円から300円になるので1.5倍に増える可能性があるとの説明がありました。

税務課所管の議案第9号では、改正による影響世帯数に関する質問に対し、令和6年3月現在の試算では、対象が57世帯で、そのうち44世帯が賦課限度額20万円から22万円になり、13世帯が賦課限度額に達しない見込みになるとの説明がありました。

審査の結果、議案第4号から議案第9号までは全員賛成により、議案第10号は賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

以上、御報告いたします。

令和6年3月18日、総務文教常任委員長、田崎幸夫。

○議長【稲川 洋君】 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。7番、産業厚生常任委員長、志鳥勝則君。

(7番・産業厚生常任委員長 志鳥勝則君 登壇)

○7番・産業厚生常任委員長【志鳥勝則君】 産業厚生常任委員会の審査結果について御報告いたします。

2月29日の本会議において本委員会に付託された案件は、議案第11号から議案第22号までの12件であります。3月7日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果

について御報告いたします。

健康福祉課所管の議案第12号では、指定居宅介護支援事業者の運営基準が今回の改正で緩和されることによって現場が手薄になるのではないかとの質問に対し、現在、町では定期的に施設の実地指導を行っているところであり、施設職員から実態を聞き取りすることで手薄にならないように対応していきたいとの説明がありました。

子ども家庭課所管の議案第16号では、明治小学童クラブが明治小学校内の余裕教室に移転する際の施設管理に関する質問に対し、費用面では運営に関しては指定管理者の費用で支出するが、電気、水道代等は、学校と協議し節水を心がけながら学校予算での使用となった。また、使用する施設は1階西側の教室とその前にあるトイレとなり、清掃は指定管理者が行うことになるとの説明がありました。

都市建設課所管の議案第17号では、道路占用料の改定に伴う収入見込みに関する質問に対し、占用物件は電柱・電話柱が主なものであり、それらの増額により、全体として年間約44万円の増額になるとの説明がありました。

上下水道所管の議案第22号では、改正により一般的なモデル家族4人では下水道使用料はどれくらい上がるのかとの質問に対し、家族4人で30立米使用した場合は3,600円となり、600円上がることになるとの説明がありました。また、最終的な下水道使用料の想定に関する質問に対し、経費回収率100%を目指すためには、現段階では4割程度上げないと追いつかない見込みであるとの説明がありました。

審査の結果、議案第11号から議案第19号までは全員賛成により、議案第20号から議案第22号までは賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

令和6年3月18日、産業厚生常任委員長、志鳥勝則。

○議長【稲川 洋君】 常任委員長の報告が終了いたしました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 これですべての討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

初めに、議案第4号「工事請負契約の変更について（（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設建設工事）」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起

立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「上三川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「上三川町手数料条例及び上三川町税条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「上三川町国民健康保険税条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「上三川町ORIGAMIプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「上三川町介護保険条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「上三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「上三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「上三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号「上三川町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「上三川町道路占用料徴収条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号「町道路線の認定及び変更について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号「上三川町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「上三川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「上三川町水道事業給水条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「上三川町下水道条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第2、「議案第28号から議案第34号までの令和6年度予算特別委員会審査結果報告について」を議題といたします。

令和6年度予算特別委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

令和6年3月18日

上三川町議会議長 稲川 洋 様

令和6年度予算特別委員会

委員長 稲見敏夫

#### 委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

##### 1 審査事件

- (1) 議案第28号 令和6年度上三川町一般会計予算
- (2) 議案第29号 令和6年度上三川町国民健康保険事業特別会計予算
- (3) 議案第30号 令和6年度上三川町介護保険事業特別会計予算
- (4) 議案第31号 令和6年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算
- (5) 議案第32号 令和6年度上三川町農業集落排水事業特別会計予算
- (6) 議案第33号 令和6年度上三川町水道事業会計予算
- (7) 議案第34号 令和6年度上三川町下水道事業会計予算

##### 2 審査日

全体会：令和6年3月11日、15日

分科会：令和6年3月12日

##### 3 結果

議案第28号、議案第32号及び議案第34号は賛成多数により、議案第29号から議案第31号及び議案第33号は全員賛成により、原案どおり可決する。

○議長【稲川 洋君】 これより委員長の報告を求めます。12番、令和6年度予算特別委員会委員長、稲見敏夫君。

(12番・予算特別委員長 稲見敏夫君 登壇)

○12番・予算特別委員長【稲見敏夫君】 2月29日の本会議におきまして令和6年度予算審査のため予算特別委員会が設置され、議案第28号から議案第34号までの7議案が付託されました。それを受け、3月11日、12日及び15日の3日間、審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

審査の結果、議案第28号、議案第32号及び議案第34号は賛成多数により、議案第29号から議案第31号及び議案第33号は全員賛成により、原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

令和6年3月18日、令和6年度予算特別委員長、稲見敏夫。

○議長【稲川 洋君】 令和6年度予算特別委員会委員長報告が終了しました。

お諮りいたします。令和6年度各会計当初予算7議案につきましては、全議員をもって構成されました予算特別委員会における審査が終了しておりますので、質疑・討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから順次、採決をいたします。

初めに、議案第28号「令和6年度上三川町一般会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号「令和6年度上三川町国民健康保険事業特別会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号「令和6年度上三川町介護保険事業特別会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されまし

た。

次に、議案第31号「令和6年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号「令和6年度上三川町農業集落排水事業特別会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号「令和6年度上三川町水道事業会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号「令和6年度上三川町下水道事業会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第3、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長【稲川 洋君】 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言の申出がありますので許します。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 令和6年第2回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、2月29日から3月18日までの19日間にわたり開会され、年度末の極めてお忙しい中、御審議をいただき、誠にありがとうございました。この間、人事案件、条例関係、補正予算、当初予算などを上程いたしました。いずれの案件につきましても、終始、積極的な御審議をいただき、原案どおり可決・決定をいただき、ここに厚くお礼を申し上げます。可決をいただきました議案の執行に当たりましては、細心の注意を払い、また予算の執行につきましても、委員長より御報告がございました内容を真摯に受け止め、遺漏のないよう対処してまいる所存でございます。

令和5年度も今月末をもちまして終了となり、4月からは新しい執行体制となりますが、今後も議員の皆様におかれましては、なお一層の御指導と御鞭撻のほどをお願い申し上げます。議会閉会に当たりましての私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長【稲川 洋君】 閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本定例会は、2月29日から本日までの19日間にわたり開催され、議員各位には、令和6年度予算をはじめ条例改正などの多数の重要議案について、終始慎重かつ熱心に御審議いただきました。また議会運営に御協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

また、町長をはじめ執行部各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、その御労苦に対しまして厚く御礼申し上げます。

今定例会を通じて議員各位から述べられた一般質問あるいは質疑などの意見、要望につきましては、今後の町政執行に際しまして、十分反映されますよう強く要望する次第であります。

終わりになりますが、本年3月をもって退職される職員の皆様におかれましては、長い間、町政に御尽力いただきましたことに対し厚く感謝を申し上げます。また、今後とも上三川町町政の発展に少なからぬ御協力をいただきますようお願い申し上げます。私の御挨拶といたします。

以上をもちまして、令和6年第2回上三川町議会定例会を閉会いたします。誠にお疲れさまでした。

午前10時29分 閉会